

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を施行するため、次の関係法律の整備等を行うものとする。

- 一 地方自治法の一部改正  
(第一条関係)
- 二 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正  
(第三条関係)
- 三 地方税法の一部改正  
(第五条関係)
- 四 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正  
(第六条関係)
- 五 信託法の一部改正  
(第六条関係)
- 六 信用金庫法の一部改正  
(第七条関係)
- 七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正  
(第七条関係)
- 八 労働金庫法の一部改正  
(第七条関係)
- 九 資産の流動化に関する法律の一部改正  
(第七条関係)

十 租税特別措置法の一部改正

(第八条関係)

十一 国民年金法の一部改正

(第十条関係)

十二 国税通則法の一部改正

(第十二条)

十三 商業登記法の一部改正

(第十四条関係)

十四 所得税法の一部改正

(第十五条関係)

十五 住民基本台帳法の一部改正

イ 住民票の記載事項として、個人番号を追加するとともに、本人等の請求による住民票の写し等について、特別の請求があったときは個人番号を記載するものとする。

ロ 本人確認情報の利用事務に関する規定を別表に追加するものとする。

ハ 指定情報処理機関制度を廃止し、その事務を地方公共団体情報システム機構法に基づき設置する地方公共団体情報システム機構が行うものとする。

ニ 住民基本台帳カードに関する規定を削除するものとする。

(第十七条、第二十条、第二十二条関係)

十六 保険業法の一部改正  
(第二十四条関係)

十七 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正  
(第二十五条関係)

十八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正  
(第二十七条関係)

十九 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正  
(第二十八条関係)

二十 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正

イ 「電子署名」に加え、「電子利用者証明」に係る規定を新たに設けるものとする。

ロ 指定認証機関制度を廃止し、電子証明書の発行等の事務を機構が行うものとする。

ハ 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の有効期間を総務省令で定めるものとする。

ニ 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大するものとする。

(第三十一条、第三十二条関係)

二十一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

(第三十三条関係)

二十二 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正  
(第三十四条関係)

二十三 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(第三十五条関係)

二十四 地方公共団体情報システム機構法の一部改正  
(第三十六条関係)

二十五 内閣府設置法の一部改正

イ 個人番号情報保護委員会を内閣府に設置することに伴い、任務に係る規定に個人番号等の適正な取扱いの確保を、所掌事務に係る規定に個人番号情報保護委員会に係る事務を、それぞれ追加するとともに、内閣府におかれる委員会又は庁の規定に番号情報保護委員会を追加するものとする。

ロ 所掌事務に係る規定に、個人番号及び法人番号の利用に関することを追加すること。

(第三十七条関係)

二十六 総務省設置法の一部改正

個人番号の付番及び情報提供ネットワークシステムの所管を総務省とすることに伴い、所掌事務に係る規定に個人番号の付番及び情報提供ネットワークシステムの運営に係る事務を追加し、並びに行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のうち総務省が所掌することとされた事務を追加するものとする事。 (第三十九条関係)

## 二十七 財務省設置法の一部改正

法人番号の付番について所掌することに伴い、所掌事務に係る規定に法人番号の通知等に係る事務を追加するものとする事。 (第四十二条関係)

第二 所要の経過措置を定めるものとする事。

第三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 この法律は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行するものとする事。ただし、一部の規定について、この法律の公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号、第四号若しくは第五号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする事。